

※ 処理事項	整理番号	事務所	法人番号	申告区分
				申告年月日 年 月 日

受付印

令和 年 月 日
山口県 県税事務所長 殿

※ 処理事項

解散法人の所在地
本県が支店等の場合は本店所在地と併記
(ふりがな)

解散法人の名称
(ふりがな)

清算人
自署押印

(電話)

従前の事業種目

資本金の額
又は出資金の額

資本金等の額

証理責任者
自署押印

円	千	百	十	兆

平成 年 月 日解散の 申告書

事業税		道府県民税					
清算所得金額の総額	⑲	円	千	百	十	兆	
課税標準となる清算所得金額	⑳	0	0	0	0	0	
事業税額(⑳× $\frac{1}{100}$)	㉑	0	0	0	0	0	
既に納付の確定した所得割額	事業年度の各	0	0	0	0	0	
	又は引渡し分	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	
	この申告が修正申告である場合	㉒	0	0	0	0	
	この既に納付の確定した事業税額	㉓	0	0	0	0	
	この申告により納付すべき事業税額	㉔	0	0	0	0	
	特別法人事業税又は地方法人特別税						
課税標準となる事業税額	㉕	0	0	0	0	0	
特別法人事業税額又は地方法人特別税額(㉕× $\frac{1}{100}$)	㉖	0	0	0	0	0	
既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額	事業年度の各	0	0	0	0	0	
	又は引渡し分	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	
	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額	㉗	0	0	0	0	
	この申告により納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額	㉘	0	0	0	0	
	解散登記の日						
	残余財産確定の日						
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの予定日							
利息	利子割額(控除されるべき額)	㉙	円	千	百	十	兆
	控除した金額(㉙と㉚のうち少ない額)	㉚					
	控除することができなかった金額 ㉙-㉚	㉛					
	既に還付を請求した利子割額	㉜					
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉜-㉛(㉚)	㉝					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉞						
道府県民税	①	円	千	百	十	兆	
法人税法の規定によって計算した法人税額	①						
法人税法第100条の規定による所得税額の控除額	②						
課税標準となる法人税額	③					0	
2以上の道府県に事業所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	④					0	
法人税割額(③又は④× $\frac{1}{100}$)	⑤					0	
利子割額の控除額(控除した金額②)	⑥					0	
差引法人税割額	⑦					0	
既に納付の確定した法人税割額	平成	0	0	0	0	0	
	事業年度の各	0	0	0	0	0	
	又は引渡し分	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	
	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額	⑧	0	0	0	0	
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(㉝)	⑩	0	0	0	0	
	この申告により納付すべき法人税割額(⑦-⑧-⑨+⑩)	⑪	0	0	0	0	
均等割額	⑫	円	千	百	十	兆	
均等割額	⑬	円	千	百	十	兆	
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑭	0	0	0	0	0	
この申告により納付すべき均等割額(⑬-⑭)	⑮	0	0	0	0	0	
この申告により納付すべき道府県民税額(⑪+⑮)	⑯	0	0	0	0	0	
特別区分の課税標準額	⑰	0	0	0	0	0	
同上に対する税額	⑱	0	0	0	0	0	
市町村分の課税標準額	⑲	0	0	0	0	0	
同上に対する税額	⑳	0	0	0	0	0	
利子割還付額の均等割への充当	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない						
還付請求	予納額	㉟	円	千	百	十	兆
利子割額	㊱						
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店						
	口座番号(普通・当座)						
関与税理士署名押印	(電話)						